

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービス 重要事項説明書

2024年12月19日現在

ご利用者に対する訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービス（以下「訪問入浴サービス」という）の提供に関し、厚生労働省令により、あらかじめ説明し、同意をいただくことが定められています。

事業者がご利用者に説明すべき重要事項は下記のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	ウエルシア介護サービス株式会社
事業者の所在地	〒305-0061 茨城県つくば市稲荷前8番地1 布川ビル2階
法人種別及び名称	株式会社
代表者氏名	代表取締役 松沼 哲哉

2. ご利用の事業所

事業所の名称	ウエルシア介護サービス 日立北
事業所の所在地	〒319-1411 茨城県日立市川尻町6丁目46-20 グラヴィティ101号室
サービス管理者名	原 智子
電話番号	0294-87-8286
ファクシミリ番号	0294-87-8287
介護保険事業者番号	0870202827
指定年月日	2023年9月1日 (訪問入浴介護) 2023年9月1日 (介護予防訪問入浴介護)
サービスを提供する通常の実施地域	日立市、高萩市、北茨城市

3. 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格内容
管理者	1人	常勤 1人	
看護師	1人以上	常勤専従 1人以上	看護師
オペレーター	1人以上	常勤専従 1人以上	介護福祉士、ヘルパー1～2級等
ヘルパー	1人以上	常勤専従 1人以上	

4. 営業日及び営業時間

営業日	月～土 および 祝日 (1月1日～1月3日を除く)
営業時間	8時30分 ～ 17時30分

5. 訪問入浴サービスの提供方法及び内容

訪問入浴サービス
事業者は、次のサービスの中から、ご利用者の身体の状況などに応じて選択されたサービスを提供します。
① 訪問入浴介護 ② 清拭・部分浴 (訪問入浴介護) ③ 介護予防訪問入浴介護 ④ 清拭・部分浴 (介護予防訪問入浴介護)
サービス提供の記録等
①ご利用者に対する訪問入浴サービスの実施について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにご利用者または立会人による確認を受けるものとします。
②作成した訪問入浴サービス実施記録を5年間は保管し、ご利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

6. 利用料その他費用の額

<p>利用料 ご利用者からいただく利用者負担金は、別紙「料金表」の通りです。 なお、この金額は介護保険の法定利用上に基づく金額です。法改正により変更する場合がございます。給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。 詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>利用料金のお支払い方法 お支払い方法は、①茨城県内金融機関の銀行口座からの自動引落 ②ゆうちょ銀行口座からの自動引落 ③茨城県外金融機関の銀行口座からの自動引落 ④その他 のいずれかになります。 毎月、サービス翌月初旬に請求をいたします。 ①②の場合はサービス翌月20日(土日祝の場合はその翌日)に引落となります。 ③の場合はサービス翌月28日(土日祝の場合はその翌日)に引落となります。 ④現金などのお支払いの場合は一週間以内にお支払いください。 お支払いいただきますと、領収書を発行します。</p> <p>※支払い方法変更の記載がある場合 ご利用者の被保険者証に支払い方法変更の記載があった時は、介護保険適用外の料金をいただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、市町村の窓口で払い戻しを受けてください。</p>
<p>交通費 訪問入浴サービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収しません。</p>
<p>その他 訪問入浴サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、ご利用者のご負担になります。</p>

7. キャンセル

訪問入浴サービスの利用を中止する際には、サービス予定日の前々日の15時30分までに下記の窓口までご連絡ください。サービス予定日までにキャンセルのご連絡がなかった場合は、キャンセル料をいただく場合があります。詳しくは別紙「料金表」をご参照ください。

8. 窓口

当事業者の提供している訪問入浴サービスについての苦情相談などを承ります。サービスについての疑問や内容に関する事など、お気軽にご相談ください。

サービス管理者	サービス管理者名 原 (はら)	0294-87-8286
個人情報に関する窓口	総務課 下重 (しもじゅう)	029-856-8888

9. その他の公的窓口

市町村窓口	日立市介護保険課	高萩市介護保険課	北茨城市高齢福祉課	
	0294-22-3111 (代)	0293-23-1111(代)	0293-43-1111(代)	
国民健康保険団体連合会	介護保険課	029-301-1565		

10. 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	五十嵐 裕美
-------------	-----	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 個人情報の利用目的

ご利用者の個人情報については、サービス担当者会議、及び円滑なサービスの提供を行うために必要な範囲内の下記の目的に利用し、その取扱については万全の体制で取り組んでいます。

【ウエルシア介護サービス株式会社での利用目的】

1. ご利用者へ提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. ご利用者に係る社内の管理運営業務のうち、以下の業務
 - (ア) サービス開始・中止の管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) 介護事故等の報告
 - (エ) 介護サービスの質の向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. ご利用者へ提供する介護サービス関連業務のうち、以下の業務
 - (ア) ご利用者へ介護サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、医療機関との連携（サービス担当者、会議等）照会への回答
 - (イ) その他の業務委託（レンタル利用の場合の納入委託業者等）
 - (ウ) ご家族様等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち、以下の業務
 - (ア) 審査支払機関へのレセプトの提出
 - (イ) 審査支払機関、保険者、ご利用者を担当する居宅サービス事業所・居宅介護支援事業所からの照会への回答
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

1. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. ウエルシア介護サービス株式会社において行われる学生・研修生の実習への協力
3. 外部審査機関への情報提供

12. 緊急時の対応方法

訪問入浴サービス中に事故やご利用者の状態に急変があった場合は主治医等へ連絡を行うとともに、ご利用者の緊急連絡先に連絡します。

13. 事故発生時の対応方法

ご利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

14. 訪問入浴サービス ご利用にあたって留意事項

別紙「介護サービスご利用にあたっての留意事項」の通りです。

15. 看取り連携体制加算について

看取り期における訪問入浴介護の対応体制の整備を評価するための加算となります。弊社では厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、以下の対応をいたします。

看取り期における対応方針

- ・ご利用者の体調把握をし、その日の体調に合わせた訪問入浴を提供いたします。
- ・本人の意向を尊重したうえで、訪問入浴可否判断を行い、ご利用者の安心安全に配慮した訪問入浴を提供いたします。

緊急時の対応

- ・訪問看護師との連携を図り、体調の把握・今後の対応策を含め検討いたします。

同意・意思確認

- ・訪問入浴看護師が作成する【訪問入浴援助計画書】をご本人・ご家族へ説明し、計画への同意を確認いたします。

上記を踏まえ、死亡日及び死亡日以前30日以内に提供した訪問入浴サービス1回につき看取り連携体制加算を算定させていただきます。単位数については別紙「料金表」の通りです。